

町の無料相談

相談種類	日にち	時間	相談場所	申込み・問合せ	
法律相談	弁護士	H30. 1/9(火)、22(月)	13:30 ~ 16:00	役場会議室	役場総務課 ☎ 313 (要予約)
	行政書士	H30. 1/17(水)	10:00 ~ 15:00	役場会議室	役場総務課 ☎ 313
人権・行政相談	H30. 1/11(木)	13:30 ~ 16:00	役場会議室	役場総務課 ☎ 313	
入間西障害者相談支援センター出張相談会	H30. 1/10(水)	10:00 ~ 12:00	役場相談室	役場福祉課 ☎ 116・117 ☎ 049(295)2126	
成人健康相談	H30. 1/9(火)	9:00 ~ 12:00	保健センター	保健センター ☎ 049(294)5511	
電話健康相談	平日	9:00 ~ 17:00	保健センター ☎ 049(294)5511		
もの忘れ相談会	毎月第3木曜日	10:00 ~ 12:00	中央公民館	地域包括支援センター ☎ 049(295)2112 ☎ 156・157	
子育て相談 なんでも話してみよう	H30. 1/12(金)	10:00 ~ 11:00	役場相談室	子育て支援センター ☎ 049(294)4820	
	H30. 1/26(金)		子育て支援センター		
教育相談	平日	10:00 ~ 16:30	教育センター ☎ 049(295)2525	(電話相談可)	
心配ごと相談	毎週水曜日	10:00 ~ 12:00	社会福祉協議会(ウイズもろやま内)	☎ 049(295)3111	
消費生活相談	毎週火曜日	10:00 ~ 15:00	役場相談室	役場産業振興課 ☎ 214	
生活困窮者自立相談 ※生活保護受給者以外	平日	8:30 ~ 17:00	アスポート相談支援センター埼玉西部毛呂山出張所 (ウイズもろやま内) ☎ 080-2274-1445		

歴史散歩

第283回

小絵馬を読み解く

初詣に行くと、一年の願いを絵馬に書き、神社に奉納する人を大勢見かけます。近年では、その年の干支を描いた絵馬が多く奉納されますが、江戸時代や明治時代に用いられた絵馬には、絵自体に願い事が込められたものも多数ありました。

江戸時代から明治時代の人々は、大きさが15〜20cmほどの板に絵を描く「小絵馬」を数多く奉納していました。描かれているのは、不動明王や地藏尊といった神仏のほかに、猿やニワトリなどの鳥獣、大根やさくらなどの野菜や果物、目や手、足などの体の部位といった奇妙な絵柄も散見されます。

これらの絵柄は、奉納者の願いを暗示しており、例えば、夜に鳴かないニワトリには、子どもを描くのは、患っている体の部分を治癒したいという願いが込められています。江戸時代から明治時代の絵馬は、このような「判じ絵」の要素を多分に含むため、絵解きをすることで奉納した人の願いを読み解くことができます。



背景に松(待つ)が描かれた「拝み」の小絵馬

町内には、神社仏閣を拝む姿を描いた「拝み絵馬」と呼ばれる種類の絵馬が伝わっています。この絵馬は、小絵馬のなかで最も多く描かれるもので、画面中央の人物が手を合わせ、左側に描かれたお堂を拝むというほぼ決まった構図で描かれます。一見すると皆同じように見えますが、お堂に吊るされた提燈が菊柄なら神の力が病気に「効く(菊)」、人物の背後に松が描かれていれば、願いが聞き届けられよう「待つ(松)」といった奉納時の心情を表現した絵柄になっています。小絵馬の絵は、大絵馬の絵に比べると稚拙な印象を受けますが、限られたスペースに願いを込めて描かれた絵には、大絵馬には無い魅力があります。

歴史民俗資料館では、現在、江戸時代から明治時代にかけての絵馬から人々の願いを読み解く企画展「毛呂山に伝わる絵馬」を開催しています。この時代を生きた人々が願いを託した絵馬をぜひご鑑賞ください。

8

未来のために 公共施設を考えよう

公共施設等総合管理計画

問合せ
役場企画財政課企画係
☎ 049(295)2112 ☎ 323

公共施設の管理に関する実施方針

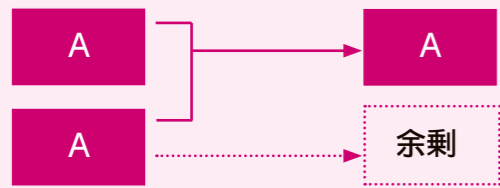
先月号では、公共施設の管理・運営に関する基本原則について説明しました。その中で「公共施設の延床面積を今後40年間で25%削減」する目標を立てています。延床面積に換算すると、約2万1千㎡。役場庁舎の延床面積が約5千㎡ですので、役場庁舎4個分の面積を削減することになります。

ある施設がなくなることで、距離が遠くなったり、一つの施設に利用者が集中したりと不便になることが考えられます。公共施設を減らしながらも、現状のサービスを極力低下しないような方法を検討しなければなりません。その方法として、下図のような手法が考えられます。

公共施設の最適化を推進

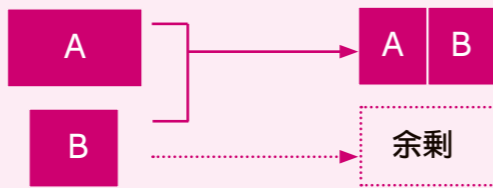
「集約化」は、同じ機能を持つ複数の施設を、建替えや改築等の際に、より少ない施設規模や数に集約させる手法です。「複合化」は、ある施設の余剰・余剰スペースに、周辺の異なる機能の施設を複合させ、1施設に複数の機能を持たせる手法を言います。いずれの場合も施設の減量化を図るための手法であり、当町では後者の実例として、学校の余裕教室に学童保育所を整備した事業が挙げられます。その他にも、下図で示したように「類似機能の統合」「転用」「民間施設の活用」「実施主体や管理運営主体の変更」等の手法を検討し、公共施設の最適化を推進していきます。

集約化



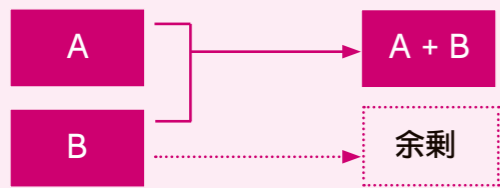
同一機能の複数施設を集約

複合化



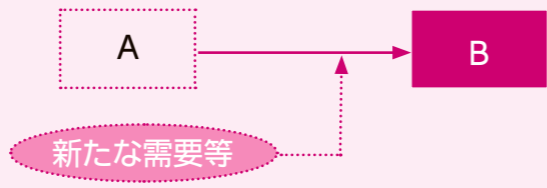
周辺の異なる機能の施設と複合

類似機能の統合



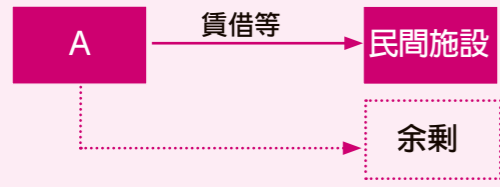
設置目的は異なるものの、機能が似ている施設を統合

転用



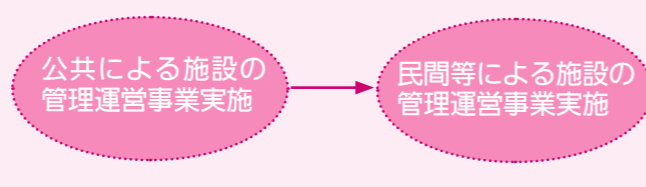
休止中の余剰施設を改修して異なる機能を導入

民間施設の活用



施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用

実施主体や管理運営主体の変更



事業の実施主体や管理運営主体を民間や地元自治会等へ変更